

函館市個別避難計画作成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難行動要支援者名簿に掲載した避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を実効性のあるものとするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に定める個別避難計画作成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の例による。

(作成対象者)

第3条 個別避難計画作成対象者は、作成について要支援者またはその代理人の同意を得た者とする。

(作成等)

第4条 個別避難計画（別記様式）は、要支援者ごとに作成するものとし、要支援者に関する情報や支援に必要な情報等を記載し、要支援者またはその代理人の確認を受けるものとする。

- 2 個別避難計画作成にあたっては、事前に要支援者およびその家族等に対して個別避難計画の趣旨を説明しなければならない。
- 3 個別避難計画は、要支援者およびその家族等の意向が反映されたものでなければならない。
- 4 個別避難計画は、対象者の状況変化などにより、市が必要と判断した場合に更新する。ただし、緊急時の連絡先の変更等、軽微な変更に関しては、口頭などにより避難支援等関係者に更新を依頼することができる。
- 5 市は、避難支援等関係者へ避難支援等実施者の選定について、協力を依頼することができる。

(作成の依頼)

第5条 市は、個別避難計画作成または更新を要支援者が利用している次のいずれかに該当する福祉事業者（以下「事業者」という。）に依頼することができる。また、依頼については、個別避難計画作成依頼書（様式第1号）によるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者または同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
 - (3) その他市長が適切に個別避難計画作成または更新できると認める者
- 2 前項の事業者は、個別避難計画作成承諾書（様式第2号）を市へ提出のうえ、次のいずれかに該当する者（以下「福祉専門職等」という。）に個別避難計画作成または更新させるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員および運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適切に個別避難計画を作成または更新することができることを認める者

（個別避難計画の提出）

第6条 要支援者およびその家族または第5条第1項の規定により依頼された事業者は、個別避難計画の作成または更新後、速やかに当該個別避難計画の正本を市に提出しなければならない。

- 2 市は、提出された個別避難計画の内容を確認し、修正すべき点等があると認めるときは事業者にその旨を通知し、個別避難計画を修正させ、ならびに修正した個別避難計画の正本を再提出させるものとする。

（個別避難計画の管理等）

第7条 個別避難計画の正本は市が保管するものとし、事業者、避難支援等関係者、避難支援等実施者および要支援者は、市から提供する副本を保管する。

ただし、避難支援等関係者へ提供する副本については、要支援者の同意があったもののみとし、提供にあたっては個別避難計画情報受領簿（様式第3号）を提出させるものとする。

- 2 市、事業者、避難支援等関係者、避難支援等実施者および要支援者（以下「市等」という。）は、個別避難計画の正本および副本を適切な場所において厳重に管理しなければならない。
- 3 要支援者が施設入所や長期入院したとき、また、市外への転出や死亡したときなど、支援の対象外となった場合には、市が正本および副本を回収のうえ処分する。

（避難訓練）

第8条 市および避難支援等関係者は、個別避難計画を作成した後においては、要支援者および避難支援等実施者等を対象とした避難訓練の実施に努めるものとする。

（秘密保持）

第9条 市等は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画情報を利用してはならない。

- 2 市等は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。その職務または支援等から退いた後も同様とする。

（報償金）

第10条 市は、第5条第2項の規定により、福祉専門職等が個別避難計画を作成または更新したときは、別表に掲げる業務の実施件数に応じて、同表に定める額を事業者を支払うものとする。

- 2 事業者がこの要綱による報償金の支払いを受けようとするときは、個別避難計画作成完了報告書（様式第4号）に、作成した個別避難計画を添え、作成した日の属する翌月の10日までに市に提出しなければならない。
- 3 市は、前項の規定により提出された書類の検査に加え、必要に応じて行う現地調査等により、報償金を支払うべきと認めた場合は、完了検査兼支出決定通知書（様式第5号）により通知のうえ報償金を支払うものとする。
- 4 市は、事業者が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて支払った報償金の返還を命ずるものとする。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により報償金の支払いを受けたとき。
- 5 市は、返還を命ずるときは、速やかに、その旨を報償金返還命令通知書（様式第6号）により、当該事業者に通知するものとする。
- 6 市は、この要綱に定めるもののほか、報償金の支払いにかかる予算の執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、個別避難計画作成に関する調査または事業者に対する指示を行うことができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

別表（第 10 条関係）

業 務	報償金の額
第 5 条第 2 項の規定による個別避難計画の作成	1 件につき 7, 0 0 0 円とする。 ただし、避難支援等実施者の記載がない場合には、1 件につき 2, 0 0 0 円とする。
第 5 条第 2 項の規定による個別避難計画の更新	1 件につき 7, 0 0 0 円とする。 ただし、避難支援等実施者の変更、または、記載がない場合には、軽微な変更を除き、1 件につき 2, 0 0 0 円とする。 なお、軽微な変更は無償とする。

備考

- (1) 個別避難計画の作成とは、避難行動要支援者各人について、本市において最初に作成するものをいう。
- (2) 個別避難計画の更新とは、(1)において作成したものの更新をいう。
- (3) 軽微な変更とは次のことをいう。
 - ア 要支援者の転居を伴わないもの
 - イ 市が軽微と判断したもの